

県内企業のみなさまへ

少人数
でも可

職場でのセミナー・研修に講師を無料で派遣します！

まずはお電話ください

研修テーマの設定

講師選定・依頼

研修実施(講師派遣無料)



ワーク・ライフ・バランス／ 労働時間など

- ワーク・ライフ・バランスって何だろう？
- 見つけよう！私のワーク・ライフ・バランス
- 仕事と生活の充実が企業の成長に！
- タイムマネジメント研修
～時間に追われないワザとコツ～
- 多様な働き方の推進



育児・介護休業／男女共同 参画・女性の活躍推進など

- ワタシらしい両立方法
- 育児休業（育休）の取得促進と職場復帰に向けての取り組みと事例紹介
- 育休復帰者向け研修
- あなたの職場は大丈夫？
～男女ともに働きやすい職場とは？～
- 女性がいきいきと働き続けるために



助成金獲得支援／ 労務管理・ 労働基準法など

- 両立支援関連助成金の活用について
- 雇用調整助成金の獲得
- 法律が変わる！会社はどうなる？
改正・労働基準法セミナー
- 次世代法に基づく一般事業主行動計画について
- ハラスメント（パワハラ・セクハラ）防止セミナー
～快適に働く職場づくり～



人財（材）確保／モチベーシ ョンアップ・意識改革など

- 人財（材）確保・育成法（従業員にやる気を起こさせるノウハウとは）
- わたし再発見！～自分らしい生き方／働き方を見つける～
- ワーク・ライフ・バランス実現のためのチーム力構築ワークショップ
- コーチングでコミュニケーション力アップ
- 職場のメンタルヘルス研修



ひょうご仕事と生活センターをご利用ください

当センターは「仕事と生活のバランス」の実現推進拠点として、兵庫県、連合兵庫、兵庫県経営者協会の協働により設置されました。

「仕事と生活のバランス」に関するワンストップ相談サービスを提供しています。

開館日：月～金（祝日、年末・年始を除く）ホームページ：<http://www.hyogo-wlb.jp/>
時間：9時～17時
TEL：078-381-5277
FAX：078-381-5288

※ひょうご仕事と生活センターは、法人県民税の超過課税を財源とした兵庫県の委託事業です

ひょうご仕事と生活センター

●助成金について支給要件を緩和しました

育児・介護等離職者再雇用助成金

●対象事業主

常時雇用1,000人以下の事業主

●支給要件

結婚・出産・育児・介護等を理由に離職した労働者を県内事業所において正社員として、再雇用したこと(平成24年4月1日～離職時と「同等の地位」で再雇用という要件を撤廃)

●支給額

再雇用者一人につき50万円(短時間正社員の場合:25万円)【1事業主年間2人まで】



中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援助成金

●対象事業主

常時雇用300人以下の事業主

●支給要件

常時雇用者20人(中小企業については100人)以下の県内事業所において、育児・介護休業取得者の代替要員を新たに雇用し、休業者を原職等に復帰させたこと

※中小企業とは、会社法第2条で定義する「株式会社」「合名会社」「合資会社」「合同会社」のことをいう



●支給額

代替要員の賃金の1/2(月額上限10万円、総額上限100万円)【1事業所年間2人まで】

●適用

平成21年6月3日以降に育児休業または介護休業を開始した労働者の代替雇用に適用します。ただし、事業所の規模については、代替要員の雇用開始時期により以下のとおり要件が異なります。

(代替要員の雇用開始時期別／対象事業所の規模)

平成22年4月～平成23年3月 常時雇用者20人以下

平成23年4月～平成24年3月 常時雇用者20人以下(ただし、製造業、運輸業、卸売・小売業の事業所規模50人以下)

平成24年4月以降 常時雇用者20人以下(ただし、中小企業の事業所規模100人以下)

従業員はどう思っているんだろう

仕事と生活バランス調査を実施しませんか

無料

ネットワーク強化事業

企業経営者、人事労務担当者の声



- 職場は仕事と生活の両立に理解があると思っている?
- 仕事と育児・介護の両立支援制度はあるけど、利用が進まないのはなぜ?
- 仕事満足・会社への帰属意識はどの程度あるのか
- 仕事と生活のバランスがとれているのか?

ヒアリング

- ◆労働条件(勤務時間・賃金・WLB制度・経営理念・経営環境等)
- ◆WLB制度の利用状況(育児・介護休業取得、各種休暇の取得等)



調査票設計

- ◆調査票(案)提示
- ◆修正意見の反映
- ◆調査票確定



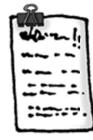
調査の実施

- ◆調査票の配布
- ◆調査票の回収



報告書&改善提案

- ◆調査集計・分析作業
- ◆報告書の提出(説明)
- ◆センター相談員からの改善提案



(財)兵庫県勤労福祉協会
ひょうご仕事と生活センター

※ひょうご仕事と生活センターは、法人県民税の超過課税を財源とした兵庫県の委託事業です

開館日
時 間
TEL
FAX
ホームページ
Eメール

:月～金(祝日、年末・年始を除く)
:9時～17時:
:078-381-5277
:078-381-5288
:<http://www.hyogo-wlb.jp/>
:info@hyogo-wlb.jp